

奈良県告示第十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和五年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名	保証成分量 (%)	その他の 規格	有効期限	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
第七六八号	副産動植物質肥料	グルテン フィード	窒素全量 二・八 りん酸全量 一・五 加里全量 一・二	該当なし	令和十年 十二月三日	三和澱粉工業 株式会社 橿原市雲梯町 五九四番地
第七七七号	副産動植物質肥料	グルテン ミール	窒素全量 九・五	該当なし	令和十一年 三月五日	三和澱粉工業 株式会社 橿原市雲梯町 五九四番地
第七四四号	蒸製毛粉	10・0 蒸製羊毛 粉	窒素全量 一〇・〇	該当なし	令和十一年 三月一日	岡本情治 北葛城郡広陵 町大字百濟一 一四三の四